## 香川県における高病原性鳥インフルエンザの対応について

平成 30 年 1 月 25 日 広 域 防 災 局

香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生については、徳島県の一部が搬出制限区域にかかるなど、関西広域連合にも影響があったため、警戒本部を設置するなどの対応をとった。今後も、新たな発生防止に万全を期すとともに、風評被害の防止を図るため、引き続き、構成団体と情報共有を行う。

# 1 香川県の発生事案概要

# (1) 発生農場

所 在 地:香川県さぬき市

飼育状況:肉用鶏 約5.1万羽 (関連農場の飼育状況:肉用鶏 約4万羽)

# (2) 発生経緯及び香川県等(鳥インフルエンザ対策本部設置)の対応

1月11日(木) 遺伝子検査の結果、H5型亜型、疑似患畜を確認

殺処分の開始、移動制限区域(半径3km以内)及び搬出制限区域(半径3 ~10km)の設定、農場周辺の消毒開始、主要道に消毒ポイントの設置等

1月12日(金) 殺処分、死骸の処理が終了(約9.1万羽)

防疫措置を完了

1月14日(日) 汚染物品の処理、鶏舎の消毒(1回目)が終了

1月22日(月) 焼却処分が完了

1月25日(木) 清浄性確認検査を開始

# (3) 今後の対応(香川県等の対応)

・ 清浄性確認検査において陰性が確認され、その間、移動制限区域(半径3km以内)及び 搬出制限区域(半径3~10km)でも新たな発生が認められなければ、搬出制限区域、次い で移動制限区域を解除する予定(防疫措置の完了21日経過後(2月5日(月)))

### 2 関西広域連合及び構成団体の対応

#### (1) 関西広域連合の対応

1月10日(水) 鳥インフルエンザ警戒本部設置(本部長:広域防災局長)

1月11日(木) 警戒本部会議(TV会議)の開催

### (2) 構成団体の対応

- ① 徳島県 (一部搬出制限区域(半径3~10km)にかかる)
  - ・危機管理会議の開催、全庁的な警戒体制、調整会議の開催
  - ・全養鶏農家への注意喚起、死亡鶏等の連絡徹底を通知
  - ・県内5カ所の消毒ポイントにて関係車両の消毒を実施
  - ・県内養鶏場、食鳥処理場において鳥インフルエンザが疑われる鶏の確認なし
  - ・重点監視区域内及びその周辺地域において、死亡野島の重点監視を実施
- ② 徳島県以外の構成団体
  - 連絡会議等の実施
- ・家きん飼養者及び養鶏関係者への注意喚起
- ・養鶏農場への立入検査、聞き取り調査
- ・食鳥、ひな等の流通確認 ・簡易検査薬の提供

## 3 その他(京都市の死亡野鳥における鳥インフルエンザ遺伝子検査について)

- ・ 1月18日(木) 京都市で回収されたカルガモ3羽の死亡個体のうち1羽から、22日(月) A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を検出
- 周辺10km圏内(京都市を中心に大阪府の一部区域を含む)が野鳥監視重点区域に指定
- ・ 構成団体は、野鳥の監視強化や家きん飼養農場の指導等を実施